## 当行に預金口座をお持ちのお客さまへ

## 「預金口座の売買及び譲渡」は 禁止されています。

「振り込め詐欺」等の犯罪に利用されることを防止するため、 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、以下の 行為は禁止されています。

お客さまにおかれましてもご留意いただきますようお願い致 します。

- 1.他人になりすまして口座を利用する目的で通帳・キャッシュ カードを譲り受けること。
- 2.上記1の目的を知りながら、通帳・キャッシュカードを譲り 渡すこと。
- 3.正当な理由がなく有償で通帳・キャッシュカードの譲り受け 又は譲り渡しをすること。
- 4.インターネット上等に通帳・キャッシュカードの売買の広告 を載せること。
  - ※上記に違反した場合、50万円以下の罰金が科せられます。 また、「業」としてこれらを行った場合は、2年以下の懲役 もしくは300万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

## 株式会社 大東銀行